



平成 27 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社  
代表者名 代表取締役最高経営責任者(CEO) 関根 純  
(JASDAQ・コード 2712)

問合せ先 執行役員 戦略・ファイナンス・サプライチェーン担当 北川 徹  
(TEL 03-5745-5577)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、会社法第 370 条の規定に基づいて成立したものとみなされる平成 27 年 1 月 27 日付けの取締役会決議において、平成 27 年 2 月 20 日に、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式の株主による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)を招集し、本臨時株主総会に第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、第 2 号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」及び第 3 号議案「全部取得条項付普通株式の取得の件」をそれぞれ付議し、本種類株主総会に議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を付議することを決定し、本臨時株主総会において、第 1 号議案ないし第 3 号議案が全て原案どおり承認可決され、かつ本種類株主総会において、議案が承認可決されることを条件として、定款の一部変更により当社普通株式を全部取得条項付普通株式に変更のうえ、これを全て取得することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める JASDAQ(スタンダード)市場(以下、「ジャスダック」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなります。これらの事由により、当社の普通株式は、平成 27 年 2 月 20 日から平成 27 年 3 月 22 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 27 年 3 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式をジャスダックにおいて取引することはできませんので、ご留意下さいますようお願いいたします。

## 記

### I. 当社の定款の一部変更について

当社は、平成 27 年 2 月 20 日に、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催し、次のとおり議案を付議して、当社定款の一部変更を行います。

#### 1. 本臨時株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」

##### (1) 変更の理由

平成 26 年 10 月 28 日付け当社プレスリリース「Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び「親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」並びに平成 26 年 12 月 24 日付け当社プレスリリース「支配株主等である Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付け(第二回)の結果に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、Solar Japan Holdings 合同会社(以下、「公開買付者」といいます。)は、平成 26 年 9 月 26 日から平成 26 年 10 月 27 日までの 21 営業日を公開買付期間とする当社の株券等に対する公開買付け(以下、「第一回公開買付け」といいます。)及び平成 26 年 11 月 10 日から平成 26 年 12 月 22 日までの 30 営業日を公開買付期間とする当社の株券等に対する公開買付け(以下、「第二回公開買付け」といいます。第一回公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。)を実施し、平成 26 年 12 月 29 日(第二回公開買付けの決済の開始日)をもって、当社普通株式 78,170,326 株(本日現在の当社の発行済株式総数 144,369,400 株に占める割合(以下、「株式所有割合」といいます。))は 54.15%(小数点以下四捨五入。以下、株式所有割合の計算において同じです。))を所有するに至っております。なお、公開買付者の完全親会社であるエスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル(以下、「エスシーアイ・ベンチャーズ」といいます。)は、当社普通株式 57,000,000 株(株式所有割合は 39.48%)を保有しており、公開買付者

及びエスシーアイ・ベンチャーズは合わせて当社普通株式 135,170,326 株(株式所有割合は 93.63%)を保有しております。

平成 26 年 9 月 24 日付け当社プレスリリース「Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び平成 26 年 11 月 7 日付け当社プレスリリース「支配株主等である Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」(以下、合わせて「当社プレスリリース」といいます。)において公表されておりますとおり、公開買付者は、エスシーアイ・ベンチャーズが、当社普通株式及び本新株予約権(平成 17 年 6 月 24 日開催の当社定時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権をいいます。以下同じです。)を取得する目的で平成 26 年 9 月 5 日に設立した会社で、本日現在、エスシーアイ・ベンチャーズが持分の全てを所有しているとのことです。エスシーアイ・ベンチャーズは、スターバックス・コーポレーションの完全子会社であるスターバックス・コーヒー・インターナショナル・インク(以下、「スターバックス・コーヒー・インターナショナル」といいます。)が持分の全てを所有する会社とのことです。

スターバックス・コーポレーションは、当社の筆頭株主(エスシーアイ・ベンチャーズと同率)であった株式会社サザビーリーグ(以下、「サザビーリーグ」といいます。)との度重なる協議を経て、平成 26 年 7 月下旬、当社の継続的な成長と革新を達成するには、スターバックス・コーポレーションの単独の傘下で当社を運営するという可能性を追求することが最善である、という考えで一致するに至ったとのことです。競争の厳しい日本のマーケットを勝ち抜き、事業を一層拡大するためには、お客様の多様なニーズに迅速に応え、お客様を魅了し続けていくことが重要な鍵となるとのことです。この目標を達成するには、スターバックス・コーポレーションと当社が、個々に独立した公開企業であり続けるのではなく、完全に一体となって事業を展開することが非常に重要となるとのことです。かかる考えのもと、スターバックス・コーポレーションは、当社を完全子会社化する検討を進めたとのことです。そして、スターバックス・コーポレーションの間接的な完全子会社である公開買付者は、当社を完全子会社化することを目的として、当社の筆頭株主(エスシーアイ・ベンチャーズと同率)であったサザビーリーグからその所有する当社普通株式を取得するための第一回公開買付け、並びに公開買付者が第一回公開買付けで取得した当社普通株式及びエスシーアイ・ベンチャーズが所有する当社普通株式を除く当社普通株式並びに本新株予約権を取得するための第二回公開買付けを実施したとのことです。また、公開買付者は、かかる目的を達成するために、当社の定款の一部変更等を含む一連の手続(以下、「本完全子会社化手続」といい、本件両公開買付け及びその後の本完全子会社化手続を総称して、以下、「本取引」といいます。)を行うことを企図しているとのことです。

当社といたしましても、当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、スターバックス・コーポレーションからの提案を受けて、当社及びスターバックス・コーポレーショングループ(スターバックス・コーポレーション及びその子会社からなる企業グループをいいます。以下同じです。)から独立した財務アドバイザーである株式会社 KPMG FAS(以下、「KPMG FAS」といいます。)及び法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所による助言を受けつつ、独立した第三者委員会の答申内容、独立した第三者算定機関である KPMG FAS から取得した当社株式価値に関する株式価値算定書の内容等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本件両公開買付けの買付条件(本件両公開買付けにおける買付価格及び本新株予約権 1 個当たりの買付価格を含みます。)の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、スターバックス・コーポレーションとの間で、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等に関する協議及び交渉を行いました。その結果、本ライセンス契約(当社がスターバックス・コーポレーショングループから受けている包括的なライセンスに係る一連の契約)を更新させ当社が現在営む事業を安定的に継続し、当社の企業価値及び従業員の雇用を将来に亘り維持していくという観点から、本取引は当社にとって必要かつ有益なものであり、本取引により、スターバックス・コーポレーションと完全に一体化し、迅速な意思決定のもと統一的な事業戦略を推進することにより、お客様の多様なニーズや市場の変化に素早く対応しお客様を魅了し続け、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、本取引は、スターバックス・コーポレーショングループにとって日本が重要なマーケットであり当社の更なる成長の可能性に対する投資であることを意味しており、その支援のもと短期的な業績や株価にとらわれず中長期的な事業の拡大、成長を追求できることにより当社の企業価値の向上につながると考えられ、上場に伴って継続的に生じる上場維持コストを削減し、また、管理コストを減少させることができると判断し、また、第二回公開買付けについては、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであるとの判断に至りました。

このような経緯を経て本取引が進められて参りましたが、第二回公開買付けによっても公開買付者が当社の発行済普通株式の全て(エスシーアイ・ベンチャーズが所有する普通株式を除きます。)を取得できなかったため、当社は、公開買付者の要請に基づき、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の方法により、本完全子会社化手続を実施することといたしたいと存じます(以下の からまでを総称して、以下、「本定款一部変更等」といいます。)

当社の定款の一部を変更して、当社において、従前の普通株式に加えて、下記(2)記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式(以下、「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)とします。

上記 による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じです。)を付加する旨の定款変更を行います(全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を312万6813分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。

会社法第171条第1項並びに上記 及び による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様(以下、「本件株主様」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を312万6813分の1株の割合をもって交付いたします。なお、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズ以外の本件株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

上記 の手続の完了により、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズのみが当社の株主となる予定です。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち を実施するものであります。具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号、第111条第2項)、上記 は、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更である上記 を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社の定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、本議案においては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式を設けるとともに、所要の変更を行うものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において本議案が原案どおり承認可決された時点でその効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、480,000,000株とする。	第2章 株式 (発行可能株式の種類および総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、480,000,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は <u>479,999,950株</u> 、第6条の2に定める株式(以下、「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は <u>50株</u> とする。

<p>(新設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p>	<p>(A種種類株式)</p> <p>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下、「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第14条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第17条の規定は、会社法第324条第1項および第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
--	--

## 2. 本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」

### (1) 変更の理由

本議案は、本定款一部変更等の一連の手續のうち を実施するものであります。すなわち、本臨時株主総会第1号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、本臨時株主総会第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を312万6813分の1株の割合をもって交付する旨の定款変更を行うものであります。

具体的には、本臨時株主総会第1号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。本議案が本臨時株主総会及び本種類株主総会においてそれぞれ承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

なお、本議案に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式買取請求に係る会社法第116条及び第117条の規定がありますが、本臨時株主総会において第1号議案ないし第3号議案が全て原案どおり承認可決され、かつ本種類株主総会において議案が原案どおり承認可決された場合、本定款一部変更等の一連の手續のうち の効力が発生することに伴い、会社法第117条第2項に基づく申立てが申立適格の喪失により不適法となるおそれがありますので、ご留意下さい。

## (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、本臨時株主総会において第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議案と同内容の定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成27年3月26日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

本臨時株主総会第1号議案による変更後の定款	追加変更案
第2章 株式  (新設)	第2章 株式 ( <u>全部取得条項</u> ) 第6条の3 <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> 2 <u>当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を312万6813分の1株の割合をもって交付する。</u>

## II. 全部取得条項付普通株式の取得について

### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「I. 1. (1) 変更の理由」においてご説明申し上げておりますとおり、当社は、本定款一部変更等を行うことにより、本完全子会社化手続を実施したいと存じます。

本臨時株主総会第3号議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち を実施するものであり、当社は、会社法第171条並びに本臨時株主総会第1号議案及び第2号議案による変更後の定款に基づき、本臨時株主総会の承認を得て、当社が本件株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、次のとおり、取得対価として、本臨時株主総会第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付し、当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関し、1株未満の端数処理を行います。

なお、本臨時株主総会第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本臨時株主総会に先立って当該議案に反対する旨を当社に通知し、本臨時株主総会において当該議案に反対した株主様及び本臨時株主総会において議決権を行使することができない株主様は、会社法第172条の定めに基づき、裁判所に対して取得価格の決定の申立てを行うことができるものとされております。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条及び上記「I. 当社の定款の一部変更について」による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を312万6813分の1株の割合をもって交付いたします。

#### (2) 取得日

平成27年3月26日といたします。

#### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本臨時株主総会第1号議案及び第2号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、及び本種類株主総会において、本臨時株主総会第2号議案と同内容の定款変更に係る議

案が原案どおり承認可決されること、並びに本臨時株主総会第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 3. 当社 A 種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関する1株未満の端数処理

上記のとおり、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズ以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社 A 種種類株式の数は、本完全子会社化手続が達成されるよう、1株未満の端数となる予定です。このように交付される当社 A 種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には金銭が交付されることとなります。

すなわち、当社では、上記のように全部取得条項付普通株式の対価として本件株主様に交付することになる当社 A 種種類株式の1株未満の端数につき、その合計数(会社法第 234 条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社 A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて本件株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社 A 種種類株式を当社に対して売却することを予定しております。

この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に 1,465 円(第二回公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### III. 上場廃止の予定について

本臨時株主総会において、第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、第2号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」及び第3号議案「全部取得条項付普通株式の取得の件」がそれぞれ原案どおり承認可決され、本種類株主総会において、議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定めるジャスダックにおける上場廃止基準に該当することとなりますので、当社の普通株式は、平成 27 年2月 20 日から平成 27 年3月 22 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 27 年3月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

### IV. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に係る取締役会決議	平成 27 年1月 27 日(火)
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 27 年2月 20 日(金)
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成 27 年2月 20 日(金)
整理銘柄への指定	平成 27 年2月 20 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 27 年2月 23 日(月)
当社普通株式の売買最終日	平成 27 年3月 20 日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成 27 年3月 23 日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日	平成 27 年3月 25 日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成 27 年3月 26 日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付の効力発生日	平成 27 年3月 26 日(木)

### V. 支配株主との取引等に関する事項

上記「II. 全部取得条項付普通株式の取得について」に記載の全部取得条項付普通株式の取得(以下、「本取得」

といします。)は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、当社と支配株主との取引については、一般の取引と同様の条件によることとし、重要性のある取引については、必要に応じて外部専門家の意見を徴し取引条件の合理性・妥当性を確保した上で、当社としての独自の立場に基づいた意思決定を行う旨を記載しております。

当社は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成26年9月24日付け当社プレスリリース「Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」及び平成26年11月7日付け当社プレスリリース「支配株主等である Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」の「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じた上で、本取得を含む本完全子会社化手続の実施を決定しており、本取得の対価として本件株主様に交付することになる当社A種種類株式の売却金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に1,465円(第二回公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しています。

さらに、利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうち、スターバックス・コーポレーションのグループ・プレジデント及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを兼任するジョン・カルバー氏、スターバックス・コーポレーションのプレジデント及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを兼任するジェフ・ハンズベリー氏は、本日付けの本取得を含む本定款一部変更等に係る議案を本臨時株主総会及び本種類株主総会に付議する旨の決議に参加しておりません<sup>1</sup>。なお、当社の監査役につきましては、その全員が、当社取締役会が上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。かかる取締役会決議の方法その他本取得の手続に関しては、当社の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所の法的助言を受けております。

また、当社及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した第三者委員会は、当社取締役会に対し、本件両公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続、第一回公開買付け及び第二回公開買付けそれぞれにおける公開買付価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本件両公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等から、当社の取締役会が、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けに係る当社普通株式の買付価格の妥当性については意見を留保し、当社普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねること、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することは、平成26年9月24日時点の状況に基づく判断として、当社の一般株主にとって不利益ではないと考える旨の答申を平成26年9月24日付けで行っており、当社取締役会はその旨の答申書を受領しております。

なお、上記のとおり、当社取締役会は、本取得を含む本完全子会社化手続が行われる予定であることを前提に第

<sup>1</sup> 当該取締役会決議は、会社法第370条の規定に基づいて成立したものとみなされる方法により行われているところ、当社の取締役ジョン・カルバー氏及びジェフ・ハンズベリー氏は、本取得につき「特別の利害関係を有する取締役」(会社法第369条第2項)に該当すると認められるおそれがあるため、当該取締役会決議においては、代表取締役最高経営責任者(CEO)関根純氏のみが本取得に係る提案に書面で同意の意思表示をすることにより、本取得に係る提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなされております。しかし、万一、当社の取締役ジョン・カルバー氏及びジェフ・ハンズベリー氏が「特別の利害関係を有する取締役」には該当しないと認められた場合、代表取締役最高経営責任者(CEO)関根純氏の書面による同意の意思表示のみでは、本取得に係る提案について議決に加わることができる取締役全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示がなされていないこととなります。そこで、本取得に係る提案については、当社取締役ジョン・カルバー氏及びジェフ・ハンズベリー氏も書面で同意の意思表示をしております。

三者委員会から上記答申書を取得しており、第一回公開買付けの開始後、現時点までの状況を考慮しましたが、第三者委員会の答申内容に影響を与える前提事実の変更はなく、第三者委員会の答申は引き続き有効であると考えております。したがって、本取得に際し、当社取締役会は、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以上